

神川町就学援助制度のご案内

1. 就学援助制度について

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、小・中学校で必要な費用の一部を援助する制度です。申請は随時受付ておりますが、援助費は申請（受付）のあった月の翌月分（申請日が月の初日である場合、当該月）から対象となります。

2. 援助を受けられる方（認定要件）

神川町に住民登録し、神川町の小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次のいずれか 1 つに該当し、教育委員会が援助を必要と認める方。

- (1) 生活保護を受給している世帯 ※申請は不要です。
- (2) 生活保護を受けていないが、これに準ずる程度に困窮している家庭
 - ①生活保護が停止又は廃止された世帯
 - ②児童扶養手当を受給している世帯
 - ③その他、生活保護に準ずる程度の所得で経済的に困っている世帯

※上記③は世帯全員の所得審査を行います。税（所得税又は住民税）の申告については、所得の有無にかかわらず毎年定められた期間内に申告を済ませてください。所得がない場合でも、扶養に入っていない方については、申告が必要です。

3. 援助の対象となる費用及び金額（年額）※ 1

種 類	小学生	中学生	支給対象者
学用品費	11,630 円	22,730 円	上記(2)に 該当する方
通学用品購入費(1年生を除く)	2,270 円	2,270 円	
新入学児童生徒学用品費等 【入学支度金】(1年生のみ)	64,300 円	81,000 円	
校外活動費(宿泊無し) ※参加した場合のみ	1,600 円(限度額)	2,310 円(限度額)	
校外活動費(宿泊有り) ※参加した場合のみ	3,690 円(限度額)	6,210 円(限度額)	
オンライン学習通信費(世帯ごと)	15,000 円	15,000 円	
修学旅行費	実費相当額	実費相当額	上記(1)(2) 該当する方 ※2
医療費	学校の健康診断による治療勧告に基づき医療券交付(現物給付) ※3		

※ 1 上記援助費は年額のため、認定月により支給額は変わります。

例) 6 月認定の場合 ⇒ 年額 ÷ 12 月 × 10 月（該当月数分）＝支給額
支払いについては、各学期末を予定しています。

※ 2 生活保護を受けている方は、原則、修学旅行費と医療費を支給します。

※ 3 対象疾病 トラコーマ、白癬、乾癬、結膜炎、濃痂疹（とびひ等）、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、齲歯（むし歯）、寄生虫病（虫卵保有含む）

4. 申請方法について

新規、継続にかかわらず毎年度申請が必要となりますので、忘れず申請をしてください。

(1)提出先 学務課（神川町役場本庁舎 2 階学務課⑤番窓口）

(2)提出書類

①必要事項をご記入いただいた「就学援助費受給申請書」（学務課又は神川町 HP から印刷）

②上記 2. 援助を受けられる方（認定要件）参照

〔(2)②に該当する方 … 「児童扶養手当証書」の写し（有効期間内のもの）

〔(2)③に該当する方 … 令和 8 年 1 月 2 日以降に神川町に転入した場合、令和 8 年 1 月 1 日現在の住民登録地発行の「令和 8 年度（非）課税証明書」（控除金額の記載があるもの）

※ 成年者及び働いている未成年者の世帯全員分（同居者含む）

③借家の場合 … 「借家（賃貸借）契約書」（家賃、契約者の記載があるもの）

5. お問い合わせ

神川町教育委員会学務課 0495-77-2312（直通）